

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県知事長崎幸太郎

5

## 被告第1準備書面 (請求原因に対する認否反論)

令和6年3月22日

10

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 足立 格

15 被告は、本書面において、訴状の請求の原因に対し、必要な範囲で、認否反論する。

### 第1 請求の原因に対する認否

20

#### 1 「1 当事者」について

(1) は、認める。

(2) は、山梨県が東京都の隣県の地方公共団体であること、山梨県が医療過疎地域であることは認めるが、その余は否認する。

25

地域枠の志願者が誓約書（甲2。以下「本件誓約書」という）に署名押印したことをもって、山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書（甲

9。以下「本件キャリア形成契約書」)が締結されたことにはならない。

## 2 「2 山梨県地域枠等医師形成キャリアプログラム（以下、「本件キャリア形成プログラム」という。）について」について

5

第1段落（本件キャリア～ついて）。）から第6段落（当該貸与金～ア2頁）。）までは、概ね認める。

ただし、山梨県におけるキャリア形成プログラムの策定経緯は、後記のとおりである。また、地域枠の志願者が「誓約」をしたことをもって、本件キャリア形成契約書が締結されたことにはならない。さらに、地域枠の志願者に交付される修学資金の返還債務は、一定期間被告の指定する医療機関で医業に従事すれば、当然に免除される（甲7・7条）。

第7段落（そして、本～れている。）以降は、否認する。

地域枠の志願者が「誓約」をした場合でも、本件キャリア形成契約書が締結されない限り、違約金の支払い義務は生じない。また、本件キャリア形成契約書が締結され、かつ、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった場合」でも、やむを得ない理由があれば、地域枠の医師について、違約金の支払いが免除又は猶予される可能性がある上、違約金の額は、地域枠の医師が山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年93万6000円ずつ減額される（甲9）。

20

## 3 「3 本件誓約書（甲2）の内容と被告の意思表示」について

否認し争う。

本件キャリア形成契約書が締結されない限り、違約金の支払い義務は生じないところ、地域枠の志願者が本件誓約書に署名押印したことをもって、本件キャリア形成契約書が締結されたことにはならない（残念な事態ではあるが、地域枠の志願者

が医師免許取得後に本件キャリア形成契約書に署名押印しない場合は、「修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められる」（甲7・8条4号）ため、当該志願者に交付された修学資金及び利息の返還債務は生じるものの、違約金の支払い義務は生じない）。

5

#### **4 「4 本件契約書の内容（甲9：契約書）及び法的性格」について**

##### **（1） 「（1）本件契約書の内容」について**

10 本件キャリア形成契約書4条の規定内容は認める。

##### **（2） 「（2）本件契約書の法的性格」について**

否認し争う。

15 本件キャリア形成契約書の「法的性格」は、民法に定められた典型契約とは異なる無名契約である。

#### **5 「5 消費者契約法第9条第1項による無効」及び「6 消費者契約法第10条による本件契約書条項の無効」について**

20

否認し争う。

理由は、後記の被告の主張のとおりである。

#### **6 「7 本訴訟提起に至るまでの原告・被告間の交渉経過」について**

25

原告が被告に対し甲11及び甲13乃至甲15の書面を送付したこと、並びに、

被告が原告に対し甲 1 2 の書面を送付したことは認めるが、その余は否認する。

## 7 「8 まとめ」について

5 争う。

## 第 2 被告の主張

### 1 キャリア形成プログラムの策定経緯

10

原告も認めるとおり、平成 3 0 年 7 月に改正された医療法の規定に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として、各都道府県において「キャリア形成プログラム」を策定することとされた。

15

また、医療法 3 0 条の 2 3 の規定に基づき、各都道府県では、地域医療対策協議会<sup>1</sup>（以下「地対協」という）を設置することとなっており、山梨県では、平成 3 1 年 3 月に地対協を開催し、「キャリア形成プログラム」の内容について協議（意見照会）を行った上で、同プログラムを策定した。その際の協議内容等は、乙 1（キャリア形成プログラムについて）のとおりである。

---

<sup>1</sup> 各都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場である。各都道府県において医師確保計画が開始される令和 2 年度以降は、地対協において、医師確保計画に記載された医師確保対策を具体的に実施するに当たっての協議・調整を行っている。各都道府県は、地対協で協議が調った事項に基づき、その内容に沿って、医師派遣に関する事務等の地域医療支援事務を実施する。他方、地対協の構成員（特定機能病院や地域医療支援病院、公的医療機関、民間病院、医師会、市町村等の代表者）は、各都道府県から、地対協で協議が調った事項に基づき、医師確保対策の実施に協力を要請された際は、要請に応じることとされている。

## 2 本件キャリア形成契約書への違約金条項の導入

その後、令和2年になって、山梨県において、初めて、地域枠医師による義務年  
5 限の履行違反が発生したため、山梨県は、同年5月から、地域枠の医師による義務  
年限の履行違反を防止するための方策について検討を開始し、本件キャリア形成契  
約書に違約金条項を導入する案が浮上した。

本件キャリア形成契約書に違約金条項を導入するに当たり、地対協に意見照会し  
たところ、圧倒的な賛成多数であった（乙2：意見照会結果）ため、山梨県として、  
10 本件キャリア形成契約書に違約金条項を導入する方向となった。

その後、令和3年3月に地対協が開催され、本件キャリア形成契約書に違約金条  
項を設けることが正式に決定された。その際の協議内容は、乙3（山梨県地域枠医  
師等キャリア形成プログラムの改訂について）のとおりである。

## 15 3 本件キャリア形成契約書は消費者契約ではない

本件キャリア形成契約書は、「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確  
保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発  
及び向上を図ることを目的として」（甲5・第1、1.）山梨県と医師免許を取得  
20 した地域枠の医師との間で締結される契約である（争い無し）。

このように、（本件キャリア形成契約書の契約当事者である）医師免許を取得し  
た地域枠の医師は、個人ではあるものの、自らが医師として医業という専門的職業  
（「事業」に該当する）に従事するに当たっての能力開発及び向上を図るために本  
件キャリア形成契約書の契約当事者となっているから、「事業として又は事業のた  
25 めに契約の当事者となる場合における個人」（消費者契約法2条2項）に該当する。

したがって、地域枠の医師は、「消費者」（消費者契約法2条1項）ではないた

め、本件キャリア形成契約書は、「消費者と事業者との間で締結される契約」ではないから、「消費者契約」（同3項）に該当しない。

#### 4 本件キャリア形成契約書4条は消費者契約法9条1項1号に該当しない

5

(1) 本件キャリア形成契約書は、（金銭）消費貸借契約の側面と準委任契約の側面が複合的に絡み合っており、民法に定められた典型契約とは異なる無名契約であって、少なくとも単純な準委任契約ではない。したがって、本件キャリア形成契約書に民法651条は適用されないため、本件キャリア形成契約書は、中途解約が認められない契約である（同契約書4条でも、違約金の支払い義務の発生要件として、あくまでも、（解約や解除ではなく）「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合」と規定されている）。

以上から、本件キャリア形成契約書4条は、「消費者契約の解除に伴う」違約金を定める条項ではない。

15 (2)ア 地域枠の医師について「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」場合には、山梨県及び対象公的医療機関において代替医師を確保しなければならない（争い無し）。

原告も認めるとおり、山梨県は医療過疎地域である（だからこそ医療法に基づいてキャリア形成プログラムが設けられている）ため、代替医師を確保することは極めて困難であるところ、代替医師を確保するために山梨県に生じる損害の額は、少なくとも750万円／年を下らない。

すなわち、地域枠の医師について「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」場合、代替医師の確保のため、山梨大学から対象公的医療機関に医師派遣を行うことになる。その際、山梨県は、当該医療機関への医師派遣等に係る事業費として、少なくとも医師1名あたり750万円／年もの補助金の支出を要する（乙4：医師派遣等に係る事業費について）。そして、対象

25

公的医療機関は、キャリア形成プログラムを前提に医師の人員配置を計画しているから、かかる医師派遣は、地域枠の医師について想定されていたキャリア形成プログラムの満了期間まで継続せざるを得ないから、補助金の支出額も、医師1名あたりで、750万円×キャリア形成プログラムの満了期間までの残余年数となる。

また、上記で派遣される医師は研修医ではないから、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」地域枠の医師が研修医である場合には、派遣される医師に支払う報酬と地域枠の医師に支払っていた報酬の差額も損害となる。

10 イ これに対し、山梨大学からの医師派遣を受け入れる方法以外に、欠員が生じた対象公的医療機関において、医療分野適正有料職業紹介事業者に紹介手数料を支払って医師の派遣を依頼することも一応は考えられる。

しかし、医療分野適正有料職業紹介事業者に医師の派遣を依頼しても、医療過疎地域への派遣に応じる医師はほとんどいない（繰返しになるが、だからこそ、医療法に基づいて、「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資する」ようキャリア形成プログラムが設けられているのである）。

その点を措いても、例えば、比較的医師の登録数が多いと思われる東京都の医療分野適正有料職業紹介事業者は、その半数が、派遣される医師に支払われる年間の報酬の100%を紹介手数料の上限として設定している（乙5：医療分野適正有料職業紹介事業者（東京都）の手数料設定状況）ところ、医師の平均的な報酬は、1428万円／年である（乙4）。

医療過疎地域に派遣される医師は、見返りとして、平均よりも高い報酬を求めると想定されるため、医療分野適正有料職業紹介事業者に医師の派遣を依頼するとしても、支払う紹介手数料の額で1428万円を超えてしまう可能性が高く、現実的ではない。

また、医療分野適正有料職業紹介事業者から派遣される医師は研修医ではな

いから、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」地域枠の医師が研修医である場合には、やはり、派遣される医師に支払う報酬と地域枠の医師に支払っていた報酬の差額も損害となる。

ウ このように、代替医師を確保するために山梨県に生じる損害の額は、少なくとも、医師1名あたりで、750万円×キャリア形成プログラムの満了期間までの残余年数は下らず、他方、本件キャリア形成契約書4条の違約金の額は、地域枠の医師が山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年93万6000円ずつ減額されるから、本件キャリア形成契約書4条の違約金の額は、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」ものでもない。

(3) 以上のとおり、本件キャリア形成契約書4条は、消費者契約法9条1項1号に該当しない。

## 5 本件キャリア形成契約書4条は消費者契約法10条に抵触しない

前記のとおり、本件キャリア形成契約書に民法651条は適用されない。

仮に適用されるとしても、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」場合は、山梨県に不利な時期に委任を解除したことになるから、民法651条2項1号により、地域枠の医師は、山梨県に生じる損害を賠償しなければならない。

しかるに、前記のとおり、代替医師を確保するために山梨県に生じる損害の額は、少なくとも、医師1名あたりで、750万円×キャリア形成プログラムの満了期間までの残余年数は下らない(しかも、本件キャリア形成契約書4条の違約金の額は、地域枠の医師が山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年93万6000円ずつ減額される)から、本件キャリア形成契約書4条は、「法令中の公の秩序に関しない規定」である民法651条の「適用による場合に比して消費者の権利を

制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」ではない。

また、本件キャリア形成契約書4条は、医療法に基づく「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立という公共性・公益性が極めて高い目的のもとに、特定機能病院や地域医療  
5 支援病院、公的医療機関、民間病院、医師会、市町村等の代表者で構成される地対協での協議と同意を踏まえて導入されたものであるから、「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」条項でもない。

以上のとおり、本件キャリア形成契約書4条は消費者契約法10条に抵触しない。

以上